

織田信長政権の権力構造

著者	久野 雅司
学位授与大学	東洋大学
取得学位	博士
学位の分野	文学
報告番号	32663乙第223号
学位授与年月日	2020-03-06
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00011989/



『織田信長政権の権力構造』

久野 雅司

はじめに

本論文は織田信長政権の権力構造について、主として権力形成過程と領国支配構造の一端を考察したものである。

織田信長は天文3年（1534）5月の生まれで、明智光秀の謀叛による本能寺の変で弑殺されたのが天正10年（1582）6月のため、歴史上では16世紀の人物である。この時代は日本の歴史学における政治史的な区分では室町時代と江戸時代の間中に位置し、時代区分では中世と近世の移行期に該当する。今日的には「戦国時代」や信長・豊臣秀吉の居城地から「安土・桃山時代」、或いは両者の姓から「織豊期」と称されている。

信長は尾張・美濃や伊勢を中心的な勢力基盤とした戦国大名だったが、永禄11年（1568）9月に室町幕府第15代で最後の将軍となる足利義昭に「供奉」して上洛した後は、信長の家臣だった太田牛一が信長の一代記である『原本信長記』に「天下十五年」と記したように、「天下」の支配に深く関わるようになった。これまで信長は、自らの覇権を確立するために「天下布武」を標榜して各国に群雄割拠する戦国大名や諸勢力を打倒し、「天下統一」して旧来の秩序を破壊して新しい支配体制を確立することを政治的目標とした「革命児」と評価されてきた。

実際に近年の高等学校検定教科書でも、信長は『天下布武』の印判を使用して天下を武力によって統一する意志を明らかにして「伝統的な政治や経済の秩序・権威を克服して、関所などの撤廃など新しい支配体制をつくることをめざした」（『詳説日本史』山川出版社、2002年）と説明されており、これに基づいて学校教育が行われている。教科書のみならず、多くの概説書でも「近世の始まり」や「近世の幕開け」は西洋における航海技術の発達による大航海時代の到来から記され、鉄砲やキリスト教などの西洋の文化が新しく日本にもたらされたことから始まっている。信長はそれへ強い関心を抱いて理解を示した開明的な合理主義者とされ、学校教科書の説明にあるように既存の政治的権威である朝廷・幕府・宗教勢力や経済などの旧来の秩序に挑戦し、各国の戦国大名を討ち滅ぼして日本全国を平定すること、すなわち「天下統一」して新しい支配体制を築くことを目指したとされている。

このようないわば「信長革命児史観」に対して、近年では信長の政策が根本から見直されて「革新性」が否定されつつある。すなわち、「伝統的な政治の秩序・権威の克服」については、中世国家を構成していた公家・寺家・武家の権門勢力のうち、公家勢力の朝廷とは協調関係にあり、寺家勢力とも基本的には共存を志向していて、一向一揆の討伐・比叡山焼き討ちや安土宗論は新しく伝来したキリスト教を保護するために旧来の宗教勢力を征圧することを意図した政策ではなかったことが明らかにされている。また、「経済の秩序の克服、関所の撤廃」についても、信長が行った革新的な政策とされている「楽市楽座」は

他の地域の戦国大名がすでに行っていた政策を敷衍化したものであることが明らかにされている。さらに「新しい支配体制」の形成についても、領国支配体制は他国における戦国大名の支配形態と同質であることが明らかにされつつある（日本史史料研究会編『信長研究の最前線』洋泉社、2014年）。そのため、信長を主体とした政治権力は近世の幕藩体制に先行する「統一政権」としての「織田政権」と位置付けるのではなく、確たる政治体制を確立し得ていないとして中世の戦国大名的な「織田権力」と認識されるに至っている（戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書院、2011年）。

これについては、確かに戦国大名の領国支配との同質性が認められ、首肯すべき見解である。しかしこの場合、中央において室町幕府と比肩し、或いはその後に中央政権として機能した点を捨象した見解であるといえる。また、一方の「織田政権」については、「統一政権」としての性格が強調して論じられ、地域権力としての領国支配体制を看過した見解であるといえる。すなわち、「織田権力論」と「織田政権論」は信長の領国支配と権力構造が十分に検討されないまま、それぞれ異なる立脚点から論じられてきたのである。本論文では、地域権力だった「戦国大名織田氏」が「中央政権」として機能して行く過程の一端を明らかにすることを目的としている。

本論文でその時期を「織田信長政権」としているが、これは信長の勢力拡大による発展段階の時期区分に基づいたものである。織田政権の時期区分は、（1）濃尾平野を中心に領国支配を行っていた永禄11年9月までの段階、（2）足利義昭を擁して上洛後、義昭を追放する元亀四年（1573）7月までの段階、（3）室町幕府滅亡以降の段階、の三つに時期区分されている。このうち本論文では、（3）をさらに「元亀」から「天正」に改元する天正元年7月28日以降、旧幕府方勢力や大坂本願寺などの反信長勢力を征圧する同3年までの段階と、（4）天正4年に安土城を築いて「天下」の支配体制を構築した以降に分けることとする。本論文では（2）（3）段階の上洛前の地域権力だった戦国大名織田氏から、義昭を追放して自らが覇権を確立するに至る（4）までの過渡的段階における政治権力を「織田信長政権」とし、「統一政権」として認識されてきた「織田政権」は一括してこれまでの呼称に基づいて「織田政権」とする。本論文では永禄11年9月から天正3年までの時期・段階を主たる検討対象とし、「織田政権」の成立過程について考察する。

序論 織田政権の研究史と本論文の課題

ここでは近代歴史学の黎明期である明治・大正期から現時点までの織田政権についての研究史を整理して、本論文で検討する課題点を述べた。

織田信長を革新的な政治家とする「信長革命児史観」は、明治・大正期においてすでに確立した観念だった。それが戦後の研究者によっても既成概念として享受されてきたことから、現在における通説として定着したといえる（拙編著『足利義昭』戎光祥出版、2015年）。

また、このように規定されてきた信長に対して、それまでの「中世的な権威」として武家勢力の頂点にあった室町幕府と足利将軍は、応仁・文明の大乱を端緒として明応の政変以

降は政治的な実権は消失したとされてきた。これにより政治の実権は管領だった細川京兆家やその家宰だった三好氏に掌握されたと考えられてきた（今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年）。そのため、永禄11年9月の信長・義昭の上洛後に再興された幕府も信長の「傀儡政権」であるとされ、室町幕府最末期の研究は政権を主導したとされる信長が中心的な対象として検討されてきた（奥野高広『足利義昭』吉川弘文館、1960年）。

しかし、近年では室町幕府後期の研究が進展し、幕府は相論裁許などを行っていて従来の幕府と同様に機能しており、将軍権威も他国の戦国大名との関係において存在していたことが明らかになった（山田康弘『戦国期の室町幕府と将軍』吉川弘文館、2000年）。

そして、本論文に深く関わる研究として、神田千里氏による「天下論」が注目される。神田氏は当時の「天下」の用法を詳細に検討し、「天下」とは①将軍が体現し維持すべき秩序、②京都、③「国」を管轄する大名の領域ではない、京都・畿内など「国」と棲み分けられた領域、④広く注目を集め「輿論」を形成する公的な場であり、将軍が管掌する領域で、これらを総括して「領域的には京都を含めた畿内周辺を指し、将軍が管掌する領域」であることを明らかにした。そして、「天下布武」は「将軍の管轄する五畿内にその権威を再興することを目指した」ことであると結論付けた（神田千里『戦国時代の自力と秩序』吉川弘文館、2013年）。

ここに本論文の第一の課題を設定し得る。すなわち、中世国家論の権門体制のうち、これまで公家・寺家勢力と信長との関係については検討が進められ、信長は両勢力とは協調・共存関係にあるとして信長の「革新性」は否定されている。対して、武家勢力との関係については依然として具体的には未検討のままであり、明治・大正期の戦前の研究から進展が見られず「対立史観」に基づいて信長・義昭の関係が理解されている。これについて、神田氏の指摘もあることから、あらためて全面的に両者の関係を検討する必要がある。

次に、織田政権の領国支配構造を明らかにすることが課題として挙げられる。本論文ではその一端として、「天下」の首都である京都を考察の対象とする。京都は朝廷・幕府や有力寺社の諸権門が所在し、商工業者も集住した政治・経済上の要地であることは言を俟たないであろう。そこで、永禄11年9月に上洛してから信長は首都京都をどのように支配したのか、領国支配の展開とその構造を検討する。そして、前代からの政治権力である室町幕府との関係を考察する。足利将軍から信長への中央政権の主宰者としての権力の移行を検討することは、極めて重要であると考えられる。そのため、本書では「信長中心史観」を排除して信長を畿内政治史に位置付け、信長と将軍義昭・周辺の諸勢力との関係を考察することを課題としている。これにより、信長が如何にして「天下人」になっていったのかの過程を検討する。

以上について、本論文では全IV部にわたって織田信長政権の権力構造について信長の権力伸張過程と領国支配構造の一端を、室町幕府との関係を中心として京都とその周辺の畿内である「天下」における支配の実態を明らかにすることを目的とする。

第 I 部 足利義昭政権論

ここでは、これまで織田信長の「傀儡政権」と考えられてきた室町幕府最後の足利義昭政権について検討した。

第一章「足利義昭政権の構造」では、義昭政権が発給した奉行人連署奉書の総体が把握されていないことからこれを目録化し、さらに古記録などから義昭政権を構成する幕臣と役職を明らかにした。その上で、幕府の公文書である奉行人連署奉書が義昭政権においてどのように発給されていたのかの過程を明かにし、義昭政権の機能について検討した。その結果、実権がなく信長の「傀儡」と考えられていた義昭政権は旧来の幕臣を多く登用して人員を整備し、奉行人・奉公衆・守護などを編成して相論裁許・諸役賦課・特権安堵や免除などを行っており、それまでの幕府と同様に再興されて機能していたことを明らかにした。意思決定も従来の將軍直裁の「御前沙汰」と、奉行人の評定衆による「政所沙汰」で行われており、信長からの強制や意思の介入なしに独自に案件を処理していたのであった。そのため、義昭政権は従来の幕府と同様に再興されて機能しており、意思決定において信長の政治的介入や圧力は基本的にはなく、独自に政務案件を処理して政治を行っていたことを明らかにした。よって、義昭政権は信長の「傀儡政権」ではなかったことが明らかとなった。特に義昭政権の幕臣はそれ以前の幕臣が約半数を占めていることが特徴的であり、義昭は実務に長けた官僚によって政権運営されていたことを明らかにした。

第二章「京都支配における足利義昭政権と織田信長政権」では奉行人連署奉書を基に義昭政権の概要を示し、さらに信長政権との関係について考察した。ここでは義昭政権の構造と意思決定における信長の意思の介入の有無、さらに両者の政治的関係を検討することを目的としている。なお本論文では、「義昭政権」の主権者である將軍義昭と、戦国大名で地域政権の主権者である信長の政治権力は、それぞれ別々に組織されて運営されていたことから別個の「政権」と規定しており、幕府はその義昭政権と信長政権による「連合政権」と位置付けている。これまで両者の政治的関係は、幕府を利用して「傀儡化」することによって「天下統一」を政治的目標とした信長と、將軍権力の伸張を謀って信長に対抗した義昭とする、「傀儡論」に基づいた「対立史観」で理解されてきた。しかし本章での検討の結果、実際には両者は連携して支配を行っており、協調して相互に補完し合う「複合的な連合政権」だったことを明らかにした。

第三章「足利義昭政権における相論裁許と義昭の「失政」」では、元亀2年末に行われた伊勢神宮の禰宜職相論を中心にして義昭政権における相論裁許を考察した。ここでは義昭が裁定を二転三転させていることから恣意的に政権運営を行っており、これによって幕府の内部と在地支配に混乱が生じていたことが明らかとなった。信長と義昭による「二重政権構造」が現出する背景にはこのような義昭の「失政」があり、信長が幕府を「傀儡化」したことに因る訳ではないことを明らかにした。信長には義昭への「異見」や幕府への「執申」、知行権の保障と譴責使の「成敗」による違乱停止の実効性、仮に義昭が没落した後における知行権の永続性などから、信長への期待が高まったのであった。

補論では、筆者が以前に表した神田千里氏の著書『織田信長』の書評を掲載した。ここでは最後に「まとめ」としていくつかの論点を記したが、本書の大部はこの問題意識に基づいて考察したものである。本論文の論旨を明確にするため、補論として提示した。

第Ⅰ部の結論としては、義昭政権は旧来の幕府と同様に再興されており、信長と関わることなく独自に意志決定を行っていることから「傀儡政権」ではなく、実際には信長と「協調関係」だったことを明らかにした。特に山城国周辺の西・南部の畿内各国に配置した守護は四国方面からの三好三人衆等の反義昭勢力の京都侵攻を防ぐ防衛線として厳に機能しており、義昭は畿内各所から守護・奉公衆や根来衆の鉄砲隊等による三万におよぶ軍事動員を可能とし、この軍事力によって「天下静謐」を実現させていたのであった。そのため、義昭政権は畿内最大の政治権力だったと評価し得る。また、義昭政権と信長政権は別々に意思決定を行い、それぞれ連繋しながら協調して京都支配を行っていたことから、当該期の幕府は義昭政権と信長政権とが相互に補完し合う「複合的な連合政権」だったと結論付けた。

第Ⅱ部 織田信長と足利義昭の政治・軍事的関係

ここでは第Ⅰ部の検討結果を踏まえて、従来の定説であった「傀儡・対立史観」は成り立たなくなったことから、それを排除してあらためて信長と義昭の政治・軍事的関係を根本から考察した。

第一章「織田信長と足利義昭の軍事的関係について」では、信長が義昭を「傀儡」化して対立することになった根拠と考えられてきた永禄13年正月23日付け「五ヶ条の条書」の制定の目的と意図を検討し、その後展開された「元亀の争乱」における元亀元年に形成された「第一次信長包囲網」について考察した。

信長による義昭「傀儡化」の根拠には、永禄十二年正月「殿中掟」と翌年正月「五ヶ条の条書」の二点の史料が存在する。このうち、前者はすでに旧来の幕府の規範を再興させる意図があつて制定された掟書であり、信長からの強要や「傀儡化」が目的ではなかったことが明らかにされている。第Ⅰ部第三章では前者を、第Ⅱ部第一章では後者について検討した。その結果、「五ヶ条の条書」は將軍権限・「天下」支配権の与奪を謀ったものではなく、両者の約諾によって「天下静謐」を維持するための成敗による軍事指揮権（「天下静謐維持権」）を信長に委任することを承認させたものだったことを明らかにした。これにより、先の「殿中掟」と併せて信長と義昭はそれぞれ軍事と政務の役割分担することを意図した取り決めだったと結論付けた。従来の「將軍権限の全て」や「天下の支配権」とする解釈は、やはりこれまでの「傀儡・対立史観」に基づいた結論ありきの見解だったといえる。「条書」の第四ヶ条「条文」を軍事権に関する規定だと積極的に解釈した金子拓氏は、「天下静謐を維持するための軍勢派遣の主導権はあくまで信長にあり」とし、それが『『天下の儀』委任の実態だった』とする可能性を指摘した（金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』講談社現代新書、2014年）。しかし、ここでの検討の結果、義昭政権における軍事権はさらに動員権と指揮・統率権とに分かれており、動員権は義昭が掌握していたことを明

らかにした。

この「条書」締結後に起こった「元亀の争乱」第一次信長包囲網は、義昭が諸国の大名に御内書を送って形成されたと考えられてきた(桑田忠親『織田信長』秋田書店、1979年)。近年では義昭の関与には触れられずに、信長の勢力拡大に反発した諸勢力の結集だと考えられてされ、争乱の発端となったのは越前征服を目論む信長の「しかけた」戦争とされている(池上裕子『織田信長』吉川弘文館、2012年)。しかし、これを信長朱印状などの実際の関連史料を「対立史観」を排除して客観的に解釈すると、若狭武田氏成敗は義昭が信長に命じたことであり、信長は幕府軍を率いて出陣した合戦だったのである。これは新出史料からも裏付けられることであり、さらにこの後に展開された姉川の合戦や「摂津の陣」「志賀の陣」も、将軍義昭による「天下静謐」を乱す敵対勢力を成敗するための合戦だったといえる。したがって、「元亀の争乱」は信長による領国を拡大して「天下統一」する野望に起因する信長包囲網ではなく、義昭に反発する勢力による義昭・信長包囲網だった。「分国」の戦国大名であるが「天下静謐維持権」を委任されて軍事を請け負った信長は、この畿内周辺の「天下」における抗争に「巻き込まれた」のだった。

第二章「京都における織田信長の相論裁許と室町幕府」では、信長の京都における相論裁許を検討して所領政策と政治姿勢、義昭政権との関係を検討した。義昭政権の所領政策や相論裁許については第Ⅰ部第三章で検討したが、ここでは信長の側から考察した。その結果、幕府には恩賞として与える御料所が欠乏していることから、幕臣は自力救済の違乱におよんでいた。或いは、義昭は所領の代わりに代官職を宛行っていたが、その代官が押領を行っているのが実情であった。信長はこれらによって在地における「静謐」が乱されないよう義昭に「異見十七ヶ条」を呈出して政治姿勢を正すように叱責するが、かえってこれが義昭と幕臣の信長への反感を招くことになった。そして、第三章でこのことが義昭が信長に「御逆心」する大きな要因の一つになったことを明らかにした。

第三章「足利義昭政権滅亡の政治的背景」では、元亀末年に形成された第二次信長包囲網と義昭蜂起の政治的背景について検討した。また、補論「足利義昭の蜂起と「天下静謐」をめぐる抗争」では、それに対する信長の対応について検討した。その結果、義昭は信長と協調関係にあったことから当初は蜂起しない方針でいたが、信長に反感を抱く幕臣の扇動と、すでに朝倉義景等によって信長包囲網が形成されていたこと、さらに畿内では三好義継・松永久秀によって畿内守護家の反義昭連合が形成されつつあり、義昭はこのような周辺の政治状況によって孤立化する事態が生じていた。義昭はこのような情勢を総合的に判断して、勝機を見込み踵を返して「御逆心」したことを明らかにした。信長と義昭の直接的な対決は、まさしく「天下静謐維持権」を委任されて「誰々に寄らず、分別次第で成敗する」権限を委任された信長と、その委任権者で本来の主権者である義昭との、「天下静謐」をめぐる合戦であった。そして義昭は信長に替わる新たな「天下静謐維持権」の委任者として、甲斐から西上して来る武田信玄に期待を寄せたと考えられるが、それは信玄が死去した後のことであった。また、義昭がこのような政治的判断をした背景には、幕府を

存続させるために信玄へ危険性を分散した可能性があることを指摘した。

義昭の蜂起に対して信長は、義昭側から提示された十二ヶ条にわたる条件を無条件で受諾し、子を人質として差し出すことや実子と共に剃髪して丸腰で義昭に謁見することなどを条件として降伏を願い出るが、義昭が抵抗したことによって和平交渉は決裂する。そして、信長は義昭に蜂起を進言した幕臣の排除を求めて将軍の二条御所を「御所巻」し、上京を放火して圧力をかける。しかし義昭は討ち死にする覚悟で信長との決戦に臨んでいたことから頑強に抵抗する。その結果、信長は朝廷へ勅命による講和を求め、これによって講和が実現することになった。しかし、一度講和を受け入れた義昭は再び蜂起したことから、最終的には信長によって京都を逐われて室町幕府が滅ぶのであった。

補論では信長は義昭の逃亡先の毛利氏と交渉し、数度にわたって義昭帰洛の交渉をしていたことを明らかにし、さらに義昭の子の義尋を保護していたり、或いはキリシタン関係史料には皇族から将軍を迎えて三好義継・松永久秀に補佐させて幕府を再興することを企画していたことが記されていることを明らかにした。よって、信長は本心としては幕府を滅ぼす意志はなかったと考えられることを指摘した。

第Ⅲ部 永禄・元亀における織田政権の京都支配

第Ⅲ部と第Ⅳ部では信長政権の領国支配構造について、信長が上洛した永禄期から元亀期を経て、義昭追放後の天正期に至るまでの信長政権による京都支配の展開と支配構造について永禄・元亀期と天正期に分けて検討した。信長の上洛は永禄11年9月であるが、信長の家臣だった太田牛一は『原本信長記』をこの年から書き起こし、それから本能寺の変で没する天正10年までを「天下十五年」と記したように、信長の家臣にとっても一大的な画期と考えられていた。当時の認識のみならず、歴史的にも「織田政権」の重要な画期の一つと考えられている。また、天正期は義昭が「天下を棄て置いて」室町幕府が滅亡し、それを信長が「取り鎮めた」ことによって「天下」の主宰者が代わることとなった。そのため、幕府が機能していた段階と滅亡した以後とでは、支配形態が変化したと見ることは自明のことであろう。そのため、「天下十五年」を幕府が存在していた永禄・元亀期と、滅亡した以後の天正期に分けて検討した。ここでは京都における信長と織田家奉行人の発給文書を整理して支配の変遷と内容を検討し、彼らの政治的役割について考察する。

第Ⅲ部では信長朱印状と永禄・元亀期における織田家奉行人の政治的役割を中心に検討し、第Ⅳ部では天正期において義昭追放後に「京都所司代」に任じられたとされる村井貞勝を中心に検討した。ここで鍵となるのが信長は専制・独断なのか、或いは家臣の意思が信長の意思決定に影響をおよぼすことがあったのか、現地で支配を担当する奉行人に権限が与えられていたのか、信長・家臣の彼我の意志の度合いが問題となる。この点について、第Ⅲ部で織田家奉行人と第Ⅳ部で村井貞勝を中心として検討した。

第一章「織田信長発給文書と義昭政権」と補論「織田信長発給文書の基礎的考察」では、信長発給文書の類型化を試み、受給者や幕府との関係を検討して信長権力の伸張過程を考

察した。第一章では、これまで永禄・元亀期の信長朱印状は幕府奉行人連署奉書と一束で発給されるのを基本とし、副状としての機能を果たしていたと理解されてきたことから、総体を把握することによって朱印状の性格を検討した。また、補論では武家領主宛の信長発給文書について考察し、書札礼の変化を明らかにした。ここではどちらも信長文書の様式を類型化し、内容と機能を検討した。その結果、信長文書は一律ではなく同時期に様々な様式の文書が発給されていたことから、多様性があり画一的に論じるのは困難であることを明らかにした。

第二章「京都支配における織田家奉行人の基礎的考察」では、永禄・元亀期では織田奉行人連署状が多数発給されていることから連署者と内容を分析した。その結果、織田家奉行人は軍率の部将と事務的な役割を担う吏僚からなり、当初は義昭を警護するために京都に残し置かれたのが、彼らに相論裁許や所領支配など既得権の安堵等が求められたことから政治的な案件に対処するようになり、次第に諸事を執り行う奉行となったことを明らかにした。しかし、軍率部将は戦線の拡大にともない前線に配置されるようになったことから、次第に事務的な吏僚が中心的に政務を担うようになっていった。

第三章「京都支配における織田信長朱印状と織田家奉行人の政治的役割」では、信長朱印状がどのように機能したのかと、朱印状発給に織田家奉行人がどのように関与したのかを検討した。第Ⅲ第二章・第三章と第Ⅳ部は、室町幕府が機能していた永禄・元亀期と、幕府滅亡後の天正期に区分したが、基本的には同じ問題関心に基づいて考察したものである。すなわち、第Ⅳ部の村井貞勝については専論もあってよく知られているところであるが、それ以前の京都支配の支配体制については不明確であった。また、発給文書を整理して京都支配に関与した信長家臣を抽出し、内容を分析することでどのような政務を執り行っていたのかの職掌を検討した。その結果、家臣には所領・特権安堵の一部と特に裁許・警察権において権限が委譲されていたことが顕著に確認できる。

さらにここで鍵となるのは、家臣の独自の判断の有無である。従来は池上裕子氏の見解に代表されるように、信長は専制的な性格のため家臣の判断は有り得ないとするのが通説的な理解である。天正十年三月に甲斐武田氏を討伐した信長に対して、朝廷から太政大臣・関白・将軍の三職の内から「いか様の官」に任じられるよう「三職推任」がなされた。この談合が京都において、公家の勸修寺晴豊と信長政権の村井貞勝との間で行われた。この過程を詳細に検討した立花京子氏は、貞勝は信長の家臣であるため独自の判断は有り得ず、重要な案件でもあり、信長は朝廷を浸食して統制下に置こうとする意図があったことから、信長から朝廷へ強要されたことだったとする見解を示した（立花京子『信長権力と朝廷』第二版、岩田書院、2002年）。

この家臣の意見については、神田千里氏によって信長は家臣の助言を聞き入れており、他の戦国大名で見られる当主と家臣との家中の合議による意志決定を信長も行ってた様子が指摘されている（神田千里『織田信長』ちくま新書、2014年）。この点について、家臣の独自の判断の有無を具体的に検討したのが第Ⅳ部第二章と第Ⅲ部第三章である。筆者

は前者では貞勝の職掌を整理して権限の有無を分析し、有ったとする結論を導き出した。後者では信長朱印状の発給過程を検討した。その結果、信長朱印状は信長からの一方的な上意下達ではなく、現地の奉行人からの報告が信長の側近に伝えられ、信長には側近を介して情報が伝達されていた。さらに、文書に「猶某可申候」と記されるように、より重要な情報や副次的な事項は文書を携える使者が承って口答で伝えられていた（山田邦明『戦国のコミュニケーション』吉川弘文館、2011年）。そのため信長は、現地からの文書や使者からの情報を聞き取った上で判断し、信長政権の公式の意思となる朱印状を発給していたのである。信長は家臣からの意見を聞き、その情報に基づき参照しながら最終的に意思決定をして朱印状を発給していたのであった。ここに家臣の意思が介入する余地があったのであり、単なる信長の独断専行で一方的に朱印状が発給されていたのではなかったことを明らかにした。

第IV部 天正期における織田信長政権の京都支配

ここでは、天正期に「京都所司代」に任じられたとされて信長政権の京都支配を担当した村井貞勝を中心として領国支配の展開と構造を検討した。

第一章「村井貞勝発給文書の基礎的考察」では、貞勝の発給文書を整理して信長政権の京都支配の展開過程と貞勝の政治的位置について検討した。その結果、貞勝は上洛当初から京都に残し置かれたが、政務の中心的な役割を担っていなかったことを明らかにした。貞勝が中心的に政務を担当するのは天正元年7月の幕府滅亡後からであるが、それまでは第III部第二章で明らかにしたように軍率の織田家奉行人が執り行っており、彼らが前線へ配置されるようになったことから次第に事務的な吏僚による支配へと移行した経緯を明らかにした。したがって、貞勝が「京都所司代」に任じられたことによって京都支配を担当することになった訳ではないことを明らかにした。

第二章「村井貞勝の政治的役割」では、貞勝の職掌についての整理を行って京都支配における政治的役割について検討した。これまで織田政権の研究は、政権の主体者である主として織田信長の政策が中心として研究されてきた。そこでは、信長の意志が絶対的に貫徹されて政権が運営させていたと認識されていた。このような従来の見解に対して、小稿では織田政権の「京都所司代」に任じられたとされ、織田政権の京都支配において中心的役割を果たした村井貞勝の京都支配における政治的役割と、織田政権の「京都所司代」の機能について考察し、織田政権の運営の実態について検討した。

ここでは、まず職掌についての分類を行い、次にその内容の検討から、信長の意志に基づくものなのか、または村井の権限によって行われたことなのかを分析した。村井の発給文書および古記録などの史料から職掌を分類すると、(1)所領安堵(2)諸役免除(3)特権安堵(4)裁許・裁判権(5)寺社統制(6)朝廷対策、の6件に大別することを明らかにした。このうち、(1)所領安堵(2)諸役免除(3)特権安堵については、信長によって直接行われていた。一方、既に行われた安堵や免除を行う上においては、織

田政権の基本政策である「当知行の安堵」に基づいて村井の権限によって行われたことが明らかとなった。

このように、村井は基本的には信長の意を介し、それを行使する役割を担っていたと考えられるが、既に安堵が行われている場合の安堵や、普請に関する免許権、裁許・裁判権、朝廷勅使派遣の権限などについては、村井の権限において遵行されていたことが確認できる。そのため、村井はある程度権限を信長から委譲されており、一定の自立を保ちながら京都支配を行っていたことを明らかにした。

第三章「村井貞勝の「下代」の政治的役割」では貞勝の「下代」について検討し、その構成と職掌を明らかにした。その結果、貞勝の「下代」は永禄・元亀期と天正期とでは構成に差異があり、特に後者では一族を多用して支配を担ったことを明らかにした。また、前代の室町幕府の幕臣はおらず、後代の豊臣政権では「京都所司代」の前田玄以が貞勝の娘婿との関係もあってか、貞勝の「下代」だった者が玄以に仕えていたことを明らかにした。また、織田政権の下代については近江の在地支配を検討した深谷幸治氏の研究があるが、村落における下代と都市京都における下代は性格が異なることが明らかになった。

第IV部では補論として、「織田信長政権と守護制度」について述べた。ここではこれまで検討されてこなかった義昭政権の守護と信長による守護補任に着目して、さらに栄典授与や天正三年九月に定められた「越前国掟」を基に領国支配の指針などについて検討した。これを踏まえてこれまでの研究で看過されてきた「山城守護」に任じられたとされる原田直政や、信長による栄典授与の検討から室町幕府との連続性などを指摘した。

おわりに

以上、本論文は全4部十二章と補論三本の合計十六編によって織田信長政権の権力構造について、京都支配の実態を検討することによって領国支配構造の一端と権力伸張過程を考察した。

その結果、これまで「傀儡政権」と考えられてきた足利義昭政権は政治的な実権を再興させており、従前の幕府と同様に機能していたことが明らかとなった。また、対立的に考えられてきた義昭と信長の関係は、実際には協調関係にあり相互に補完する関係だったことが明らかとなった。信長は幕府を中心とした秩序の回復を志向しており、そのために政治と軍事の役割分担を取り決めたのだった。従来、信長は「天下統一」の野望があり、周辺の諸勢力と抗争して「元亀の争乱」が展開されたと考えられてきたが、実際には足利将軍家の分裂と細川氏・三好氏との抗争に端を発する「天下」における勢力争いに、軍事を担当して「天下」を「静謐」にする役割（「天下静謐維持権」）を請け負った「分国」の戦国大名である信長が巻き込まれた抗争だったことを明らかにした。

一方、政治を担当した義昭政権は、主権者である将軍義昭が恣意的に政権運営を行ったことから、幕府では幕臣が分裂する状況が生じた。義昭と信長とは協調関係にあったが、義昭はこの分裂と周辺の政治情勢から信長排斥に政策を転換して蜂起することとなった。

これにより信長は義昭を京都から追放して幕府を滅亡させることになるが、それは義昭の蜂起による結果であって、あくまでも幕臣が分裂する状況を生じさせたのは義昭であり、幕府は義昭の失政によって自滅したことを明らかにした。

信長は上洛当初から京都支配には消極的であったが、恣意的な政権運営を行う義昭とは別に信長政権にも安堵や相論裁許が求められたことから、京都支配に関与することになった。信長は本国の美濃居住を基本としており京都には定住しなかったことから、義昭を警護するために京都に残し置かれた信長の家臣が政治案件に対処した。ここでは相論裁許や警察・治安に関わることは織田家奉行人によって行われており、信長は彼らからの報告を受けて朱印状を発給していたことを明らかにした。そのため、織田家奉行人には一部の権限が与えられており、彼らは信長に先行して案件に対処していたのだった。信長政権の意思決定には織田家奉行人の意思が介入する余地があり、信長の独断だけで政権運営されていなかったことを明らかにした。また、上洛当初は義昭を警護する軍率部将によって政務が執り行われており、これら奉行人が連署状を発給して幕府と強調しながら政治を行っていた。幕府滅亡後は吏僚である村井貞勝が専任の京都奉行として政務を担当し、それまで幕府が行っていた朝廷との交渉なども行うようになっていった。

以上が本論文で検討してきた主な論点の結論であるが、京都は山城国の一都市であることから、信長が中央政権の主宰者である「天下人」として「天下」をどのように統治したのかは、さらに山城国の全体的な支配形態や周辺の畿内までを含めて検討する必要性がある。この点については、なお「織田政権の成立」を視野に入れて今後の検討課題としたい。